

# ○藤沢市核兵器廃絶平和推進の基本に関する条例

平成 7 年 3 月 30 日

条例第 47 号

(目的)

第 1 条 この条例は、藤沢市核兵器廃絶平和都市宣言(昭和 57 年藤沢市告示第 29 号)に基づき、核兵器廃絶を目指す国是としての非核三原則の厳守及び日本国憲法の基本理念である恒久平和の実現に関する基本原則を定め、もって市民の平和で安全な生活の維持向上に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「核兵器」とは、核分裂、核融合又はそれらを組み合わせた爆発的原子核反応によつて放出される原子核エネルギーを用いて人間を殺傷し、又は器物、建造物若しくは自然環境を破壊するものをいう。

(基本原則)

第 3 条 市は、第 1 条の目的を達成するため、不断の努力をするとともに、市民の協力を得て平和行政を推進する。

2 市は、市内での核兵器の製造、保有、持込み及び使用に協力しない。

3 市は、核兵器廃絶の実現に向けて国内又は国外の都市等との連携を深める。

4 市長は、前 3 項に定める事項の推進に努めなければならない。

5 市民は、第 1 条の目的を達成するため、自主的に平和に関する活動を行うとともに、第 1 項から第 3 項までに定める事項に関して積極的に協力するものとする。

(平和事業)

第 4 条 市は、前条の基本原則に基づき、次に掲げる事業を行う。

(1) 核兵器廃絶及び平和の意義の普及

(2) 核兵器廃絶及び平和に関する情報の収集及び提供

(3) 核兵器廃絶の実現に向けて他の都市等との平和に関する交流

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

2 市は、前項の事業の計画に当たっては、その基本的事項について市民の意見を聴くものとする。

(委任)

第 5 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(藤沢市平和基金条例の一部改正)

2 藤沢市平和基金条例(平成元年藤沢市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]